

鶴岡遺産＜食部門＞

認定ロゴ使用の手引き

本手引きは、「鶴岡遺産＜食部門＞」認定品を適切に PR・流通させ、
認定の価値を市民・来訪者・次世代へ確実に届けるための
取扱店掲載・ロゴマーク運用ルールをまとめたものです。

申請は「取扱店掲載・ロゴ使用 申請フォーム」（Google フォーム）から。
「取扱店掲載」と「認定ロゴの使用」は、
どちらか一方でも両方でも申請でき、それぞれ別に承認されます。

鶴岡商工会議所 鶴岡遺産推進委員会

令和 8 年度版

目次

1. 鶴岡遺産＜食部門＞認定ロゴとは
2. この制度でできること（取扱店掲載とロゴ使用）
3. 申請できる方（鶴岡商工会議所 会員事業者）
4. 申請から承認までの流れ
5. 取扱店掲載について
6. 認定ロゴの使用について（用途・場面）
7. ロゴデザインの基本ルール
8. 使用上の遵守事項・違反時の対応
9. お問い合わせ先

1. 鶴岡遺産＜食部門＞認定ロゴとは

■ 鶴岡遺産事業の趣旨

「鶴岡遺産」は、鶴岡の風土・歴史・人々の暮らしの中で守り育まれてきたかけがえのない地域資源を、市民自らが選び、次世代へと受け継いでいくための認定制度です。第一弾となる＜食部門＞では、市民推薦と推進委員による審査を経て、鶴岡を代表する食の文化遺産が認定されました。

認定は「保護されたから安泰」ではなく、「関わる人を増やすことで守られる」という考えに基づきます。認定ロゴと公式サイトの取扱店掲載は、認定品に関わる事業者・施設の皆さまが、その価値を伝え、地域の食文化を担う仲間を増やしていくための仕組みです。

■ 認定ロゴの位置づけ

認定ロゴは、鶴岡遺産推進委員会の管理のもと、認定品の生産・提供・販売、及び認定品を活用した観光・PR活動においてのみ使用が認められる「限定的なシンボル」です。本手引きでは、ロゴが乱用・誤用されることを防ぎ、認定の信頼性と希少性を保つため、使用できる方を厳格に定めています。

■ 著作権・知的財産権

- ・ 認定ロゴの著作権は鶴岡商工会議所が有します。
- ・ 認定ロゴの管理運営は鶴岡遺産推進委員会が行います。
- ・ 商標その他の知的財産権についても委員会が管理し、第三者による無断使用は認められません。

2. この制度でできること（取扱店掲載とロゴ使用）

「取扱店掲載・ロゴ使用 申請フォーム」では、次の2つを申請できます。どちらか一方でも、両方でも申請でき、それぞれ別に承認されます。

申請できること	内容	承認のしくみ
① 取扱店掲載	認定品を「買える店・食べられる店」として、委員会公式ウェブサイトの各認定品ページに、店名・所在地・地図等を掲載します。	掲載情報の公開に同意 → 事務局が内容確認のうえ掲載
② 認定ロゴの使用	認定品のパッケージ・メニュー・POP・看板・Web等で認定ロゴを使用します。	申請・審査・承認（要綱第5・6条）。承認後にロゴデータを提供

ポイント：「掲載のみ」「ロゴのみ」「掲載＋ロゴ」のいずれも可能です。掲載と認定ロゴの使用は審査の観点が異なるため、別々に承認されます。

ロゴデータの受取り：認定ロゴの使用が承認されると、ロゴデータ一式を事務局メール（tsuruoka_heritage@trcci.or.jp）から担当者のメールアドレス宛にお送りします。受信できるよう、あらかじめ迷惑メール設定を解除してお待ちください。

3. 申請できる方（鶴岡商工会議所 会員事業者）

本フォームは、市民の推薦で選ばれた鶴岡遺産＜食部門＞を扱う、原則として鶴岡商工会議所の会員事業者を対象としています。次の①～④に該当し、認定品との明確な関係性を有する方が申請できます。

区分	該当者	具体例・条件
①	認定品の生産者	認定品を実際に生産・製造する農業者、加工業者、酒蔵、菓子製造業者等（製造業）。
②	認定品の提供者	認定品を料理・飲食物として提供する飲食店、宿泊施設、料亭、カフェ等。
③	認定品の販売者	認定品を商品として販売する物販店、産直施設、土産物店、EC 事業者等。
④	観光施設・PR 団体等	認定品を活用した PR・情報発信を行う観光案内所、観光協会、DMO、博物館・道の駅、教育機関、メディア等。

■ 認定品との関係性が必要です

①～④のいずれの場合も、「どの認定品と、どのような関係性をもって」掲載・使用するのかを明示していただきます。関係性が確認できない申請は承認されません。フォームの「取り扱う鶴岡遺産品目」で、実際に扱う品目を正しく選択してください。

■ 会員事業者以外の方について

鶴岡市と連携協定を締結する自治体・団体、鶴岡産の認定品原材料を継続的に取り扱う事業者など、委員会が特に認める場合は、会員事業者に準じて取り扱うことがあります。該当の可能性のある方は、申請前に事務局へご相談ください。

■ 個人による非営利使用について

認定品の購入者・利用者が、委員会公式素材を引用して SNS 等で個人的な感想を発信する場合（ハッシュタグ #鶴岡遺産 を付して発信）や、公的機関・教育機関の授業・学術研究・報道目的での引用使用は、申請を要しません。

4. 申請から承認までの流れ

STEP	内容	対応・標準期間
1	事前確認	本手引き・使用管理要綱を確認し、申請対象となるかを確認。不明点は事務局へ事前相談。
2	フォーム入力・送信	「取扱店掲載・ロゴ使用 申請フォーム」に入力。掲載のみ／ロゴのみ／両方を選択。ロゴ希望時はデザイン案の用意を推奨。
3	受付・内容確認	事務局が内容を確認。必要に応じて補正・追加資料を依頼。標準 7 営業日程度。
4	承認・通知	掲載・ロゴをそれぞれ承認。掲載は公式サイトへ反映、ロゴは使用承認通知書を交付。
5	ロゴデータ受領	ロゴ承認時、事務局メールから担当者宛にロゴデータ一式を送信。
6	掲載・使用開始	承認された範囲内で掲載・使用。使用後の実物（写真）提出は任意・推奨。

■ 申請手数料

取扱店掲載・認定ロゴ使用の申請手数料は無料です。ロゴを使用するための印刷・製作・デザイン等の費用、及びステッカー等の関連物品の購入費用は申請者の負担となります。

5. 取扱店掲載について

取扱店掲載は、認定品を「買える店・食べられる店」として、委員会公式ウェブサイトの認定品紹介ページにご案内する仕組みです。

■ 掲載される情報

- ・ 事業者名（店舗名・屋号）＝公式サイトに掲載名
- ・ 取扱形態（買える店／食べられる店／両方）
- ・ 取り扱う認定品目（品目ページと紐づけて表示）
- ・ 所在地（地図表示）／地図上のピン位置
- ・ 公式サイト・SNS の URL（任意。入力すると店名がリンクになります）

■ 地図（Google マップ）の位置情報

地図に正しく表示するため、住所は都道府県から番地まで続けてご記入ください（例：山形県鶴岡市馬場町 8-13、建物名・階があれば記載）。より正確なピン位置を希望される場合は、Google マップでお店を検索し「共有」ボタンで表示されるリンク（店舗の Google マップ URL）をご入力ください。入力がない場合は住所情報からピン位置を反映します。

■ 掲載への同意・変更・取下げ

- ・ 掲載にあたっては、掲載情報及び位置情報の公開について同意していただきます。
- ・ 担当者の氏名・電話・メールアドレスは事務連絡用であり、公開されません。
- ・ 掲載内容に変更があったとき、又は認定品の取扱いを停止したときは、速やかに事務局へご連絡ください。掲載を更新・取下げします。

6. 認定ロゴの使用について（用途・場面）

認定ロゴは、認定品の価値を消費者・来訪者に正しく伝えるための表示として、次の用途で使用できます。フォームでは「ロゴを使用する媒体」として該当するものを選択します。

◆ 店内・店頭

- ・ 店内ポスター、店頭 POP・卓上ツール、のれん・看板、ショーケース内表示
- ・ メニュー、お品書き、ランチョンマット、コースター等

◆ 商品・包装

- ・ 認定品の商品パッケージ、ラベル、包装紙、シール、化粧箱、品質表示札・タグ

◆ 印刷物・販促物

- ・ 商品パンフレット、チラシ、リーフレット、カタログ、名刺・封筒（認定品事業の範囲内）
- ・ ノベルティ、ステッカー、エコバッグ等の販促物

◆ デジタル媒体

- ・ ウェブサイト、EC サイト、商品ページ、SNS（プロフィール・投稿画像）、動画コンテンツ、デジタルサイネージ

◆ PR・観光・情報発信

- ・ 観光パンフレット・マップ・ガイドブック、展示会・商談会・物産展の出展物、プレスリリース、教材等

■ 認定文言の併記（推奨）

ロゴ単独での使用も可能ですが、視認性向上のため、次の文言の併記を強く推奨します。

- ・ 「鶴岡遺産＜食部門＞認定品」
- ・ 「鶴岡遺産＜食部門＞認定品を使用しています」（飲食店・加工品）
- ・ 「鶴岡遺産＜食部門＞認定品を販売しています」（販売店）
- ・ 「鶴岡遺産＜食部門＞認定 ●●●●」（●●●●は具体的な認定品名）

7. ロゴデザインの基本ルール

認定の信頼性を保つため、ロゴの視認性・統一性に関わるルールを定めています。承認の有無にかかわらず、ロゴを使用するすべての方が遵守してください。

■ 守らなければならない事項

◆ 形状・比率

- ・ 形状・縦横比を変更しない（拡大・縮小は元の比率を保つ）。
- ・ ロゴの一部分（シンボルのみ・文字のみ等）を切り出して単独使用しない。
- ・ 他の図形・文字と合成・重ねて使用しない。

◆ 色

- ・ 指定色以外での使用は原則禁止。背景との明度差が確保できない場合は白地パッチを敷くか白抜き版を使用。
- ・ モノクロ印刷の場合は委員会指定のモノクロ版を使用。

◆ 最小サイズと余白

- ・ 最小使用サイズ：和文縦組 縦 15mm 以上／和文横組 横 20mm 以上／デジタル表示 80px 以上。
- ・ ロゴ周囲には「鶴」の文字の高さ分以上のアイソレーションエリア（余白）を確保。他の要素を侵入させない。

■ やってはいけない使用例（禁止例）

- ・ 色を勝手に変更する／傾ける・引き伸ばす・つぶす・影や立体加工をする。
- ・ ロゴ内の文字・図形の一部を入替え・削除する。
- ・ 他の文字・キャッチコピーと近接配置し、新たな複合マークのように見せる。
- ・ 画面キャプチャや撮影画像からトレースして使用する（必ず公式データを使用）。
- ・ 他者から借用・転載したロゴデータを使用する（申請者本人が委員会から受領したデータのみ使用可）。

■ 表記言語

- ・ 和文版／和英併記版／英文版を用意。インバウンド・海外 PR 媒体では和英併記版又は英文版を使用。英文表記は“Tsuruoka Heritage / Food”を正式表記とします。

8. 使用上の遵守事項・違反時の対応

■ 使用者の遵守事項

- ・ 承認された範囲内でのみ使用すること。目的・媒体・期間を超える場合は変更申請が必要。
- ・ ロゴデータの第三者への提供・転売・複製配布は禁止（ダウンロード先の共有も禁止）。
- ・ 認定品の取扱状況に変更（取扱停止、店舗閉鎖、事業承継等）があった場合は速やかに事務局へ届出。
- ・ ロゴ使用の対象となる商品・媒体に変更（新商品への展開、媒体追加等）がある場合は事前に委員会へ相談。

■ 違反が判明した場合の対応

段階	対応	内容
1	注意	軽微な違反・誤用に対し、口頭又は書面で是正を依頼。期限を定めて改善を求める。
2	是正勧告	注意に従わない場合、書面による正式な是正勧告を発出。
3	使用承認取消	是正勧告に従わない、又は重大な違反の場合、使用承認を取消し。原則3年間、再申請を認めない。
4	公表・法的対応	悪質な無断使用・偽装表示等には、委員会名で公表のほか、必要に応じて法的措置を講じる。

■ 第三者による不正使用を発見した場合

認定ロゴが本手引きに違反して使用されている事例（未認定品への表示、認定取消後の継続使用、デザイン改変等）を発見した場合は、写真・URL等の証拠とともに事務局までご連絡ください。事実関係を確認し、適切に対応します。

9. お問い合わせ先

項目	内容
団体名	鶴岡遺産推進委員会
事務局	鶴岡商工会議所
所在地	〒997-8585 山形県鶴岡市馬場町 8-13
電話	0235-24-7711
FAX	0235-24-6171
E-mail	tsuruoka_heritage@trcci.or.jp
Web サイト	https://www.tsuruoka-heritage.jp/
受付時間	平日 9:00～17:15（土日祝日及び年末年始を除く）

ロゴ使用・取扱店掲載に関するご相談は、いつでも事務局までお気軽にお問い合わせください。事前相談をいただければ、申請手続きを円滑に進めることができます。

— 本手引きの内容は予告なく改訂されることがあります。最新版は委員会公式ウェブサイトをご確認ください —